

中国における現地情報

2021年12月14日

株式会社フェアコンサルティング

上原 行雲

税務局における納税信用評価及び見直しに関する公告

2021年11月15日に国家税務総局より「納税信用評価及び見直しに関する事項の公告」が公表されました。今回はその公告の内容についてご紹介させていただきます。

税務局によって全ての企業は以下のいずれかの評価がされており、電子税務局と呼ばれる電子申告の画面より確認することができます。

等級	評価基準
A	評価点数が90点以上、かつ、以下のいずれかに該当しない。 ① 経営期間が3年未満。 ② 前評価年度の信用評価がD級。 ③ 異常な原因により評価年度中の連続する3か月間又は累計6か月間の増値税または営業税の申告が0申告またはマイナス申告。 ④ 国家統一会計制度に規定されている会計帳簿の用意がなく、かつ、合法的・有効な計算に基づく税務資料を税務機関に提出ができない。
B	評価点数が70点以上90点未満。
M	以下のいずれかに該当する。 ① 新規設立企業。 ② 評価年度内に営業収入がなく、かつ、評価点数が70点以上の企業。
C	評価点数が40点以上70点未満。
D	以下のいずれかに該当する。 ① 評価点数が40点未満。 ② 脱税、輸出還付詐欺、増値税の専用発票の虚偽発行を行い追徴が行われた企業。 ③ 法定期限内に本税・延滞税・罰金を納付していない企業。 など

今回の公告では、主にこの納税信用評価D級の企業について、評価の見直方法が掲載されています。申請が可能な企業は以下のとおりです。

No	申請が可能な企業
1	破産企業又はその管理者がリストラ又は和解手続において、法に基づき税金、延滞金、罰金を納付し、関連する納税信用喪失行為を是正した企業。
2	重大な税法の違反を行い、信用喪失企業として納税信用評価がD級と判定されたものの、信用喪失の情報が国家税務総局の関連規定によって公表されていない又は公表が停止されており、かつ、申請前の連続する12か月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。
3	納税信用評価D級による納税責任者として登録又は経営責任があり、納税信用評価がD級の納税者と評価されたものの、申請前の連続する6ヶ月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。
4	他の信用喪失行為により納税信用評価がD級と判定されたものの、納税信用喪失行為を是正し、税法上の責任を履行し、申請前の連続する12ヶ月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。
5	前年度の納税信用評価がD級と判定され、本年度の納税信用評価がD級として保留されたものの、納税信用喪失行為を是正し、税法上の責任を履行又は信用喪失の情報が国家税務総局の関連規定によって公表されていない又は公表が停止されており、申請前の連続する12ヶ月の間に新しい納税信用喪失行為の記録がない企業。

税関に対する登録登記及び備案企業信用管理法の公表

2021年9月13日に税関総署は「中華人民共和国税関登録登記及び備案企業信用管理法に関する令」（税関総署第251号令）を公表しました。

これまで税関は企業の信用状況に応じて高級認証企業・一般認証企業・一般信用企業・信用喪失企業の4つで評価し、評価に応じて税関手続の措置を分けてきましたが、今回この評価区分を高級認証企業・信用喪失企業・その他企業の3つに変更しました。その評価基準及び評価毎の措置をご紹介します。

評価区分	評価基準	評価毎の措置
高級認証企業	以下の両方の基準に該当する企業。 ① 内部統制・財務状況・規範遵守及び貿易安全などの基準（共通基準）。 ② 税関が企業類型及び経営範囲毎に定める基準（個別基準）。	① 輸出入貨物の平均検査率20%未満。 ② 輸出貨物の原産地調査の平均抜取検査率20%以下。 ③ 輸出入貨物の通関手続及び関連手続の優先的実施。

		<ul style="list-style-type: none"> ④ 他国（地域）に対する農産物、食品などの輸出企業の登録優先。 ⑤ 担保免除の申請。 ⑥ 企業に対する査察・検査頻度の減少。 ⑦ 税関監督管理区に到着前の税関申告。 ⑧ 税関の企業サポート職員の手配。 ⑨ AEO 相互認証国家又は地区の通関便利措置。 ⑩ 共同奨励措置。 ⑪ 不可抗力による貿易の中止があった場合、優先的な通関復活。 ⑫ 税関総署が定めるその他の措置。
信用喪失企業	<p>以下のいずれかに該当する企業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 税関から密輸の捜査、公安機関により立件・司法機関から刑事責任を追及されている企業。 ② 密輸行為により税関から処罰を受けた企業。 ③ 非通関企業の内、1年以内の違反行為数が前年度の通関申告書・輸出入備案リストなどの総数の0.1%超、かつ、税関から受けた行政処罰の罰金が100万人民币元超の企業。 <p>通関企業の内、1年以内の違反行為数が前年度の通関申告書・輸出入備案リストなどの総数の0.05%超、かつ、税関から受けた行政処罰の罰金が30万人民币元超の企業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ④ 納付期限から起算して3か月間超、税金の納付を行っていない企業。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 輸出入貨物の検査率80%以上。 ② 加工貿易業務を行う場合、全額担保が必要。 ③ 企業に対する査察・検査頻度の増加。 ④ 税関総署が定めるその他の措置。

	<p>⑤ 納付期限から起算して6か月間超、罰金、没収対象の不当所得・密輸貨物・物品の納付が未了、かつ、その金額が1万人民元超の企業。</p> <p>⑥ 税関職員の職務執行に抵抗・妨害し、法に基づき処罰を受けた企業。</p> <p>⑦ 税関職員に贈賄し、刑事責任を追及された企業。</p> <p>⑧ 法律、行政法規、税関規章・規定に定めるその他の企業。</p> <p>以上の信用喪失企業の内、以下のいずれかに該当する場合はブラックリストに掲載される。</p> <p>① 輸出入食品安全管理規定に違反し、輸出入化粧品監督管理規定又は固体廃棄物の密輸について刑事責任を追及された場合。</p> <p>② 固体廃棄物を不法に輸入し、税関の行政処罰金額が250万人民元超の場合。</p>	
<p>その他の企業</p>	<p>定めなし。</p>	<p>通常の措置。</p>

<連載コラム>

中国なんくるないさ～通信 No.8

私事ながら、現在、日本に一時帰国しています。一時帰国はちょうど2年ぶりとなるため、心の準備はしていたものの、新型コロナの影響により日本入国時の手続きが大きく変わっていました。今回は、私が実際に体験した入国時の様子をお伝えしようと思います。具体的な手続きや必要資料は、時期によって異なりますので、本コラムでは割愛させていただきます。まず、飛行機が空港に到着し、乗降口から出ると、下記写真のように搭乗便ごとに2列に並びされました。



※白い防護服の方も乗務員ではなく、搭乗客でした。

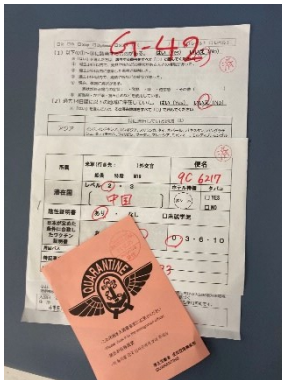
2列になったあとは、先導者について移動し、パイプ椅子が並べられた待機室に移動しました。写真撮影が禁止だったので、写真は掲載できませんが、約1メートル間隔で座り、入国時PCR検査を待つこととなります。待機中は、誓約書や健康カード（問診票）などを記入しておきます。

私が入国した日は、中国ハルビンからのフライトで100人以上が入国したらしく、かつ他国からの入国者も比較的多い日だったとのことで、この待機室で約3時間待たされることとなりました。当日の具体的なタイムスケジュールは、以下の通りです。

時間	項目
13:35	浦東離陸
17:30	成田着陸
17:45	待機室到着
20:30	PCR検査開始、アプリインストールの確認
22:20	PCR検査結果の受取り、預け荷物の受取り
22:45	ハイヤーで空港から移動

フライト順に入国時のPCR検査が行われますが、待機中は基本的に飲食が禁止、かつ電波も弱い場所であったため、日本のSIMカードを持っていない私にとってはとても苦痛な時間となりました。PCR検査の順番になると、唾液を出して検体を提出、その後位置情報確認アプリなどのインストールと確認、携帯電話を提出し位置情報送信の設定確認などを、空港担当者一人につき1～2人に対して丁寧な説明を行いながら、約45分ほど手続きの時間がかかりました。上記の手続きが終わりましたら、PCR検査結果を受け取る最初とは別の待合室に移動し、1時間ほど待ったあと陰性証明を受け取り（陽性者は、この段階で別室へ呼ばれるそうです）、預け荷物を受け取ることとなります。

手続きを進める際に、健康カードやフライト情報、陰性証明など様々な紙資料を窓口に出しましたが、紙資料の多さと押印、空港担当者の手書き情報が多いことに驚きました。



※実際に入国手続き時に持ち歩いた紙資料

電子化の手続きが進む中国では、あまり遭遇しない進め方であるため、日本での役所や病院手続きなどを思い出す、苦い体験となりました。

今月末には中国へ再び戻る予定のため、次回は中国における入国手続きと今回の体験を比較してみたいと思います。

以上